

## 審議会開催状況と答申内容（類似団体）

資料1-①

※R7調査回答をもとに直近の答申内容はウェブサイトで確認

団体名	開催頻度	直近の開催年度	令和2年度～令和7年度の答申内容 (△引上げ、■据置き、▼引下げ →理由)	市長等			議員等		
				市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
群馬県桐生市	任期に1度	R4	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
埼玉県加須市	必要に応じ	R7	△引上げ → 他市比較 近隣市平均との差額月額1万円 (2.65%)	—	—	—	△引上げ	△引上げ	△引上げ
石川県白山市	必要に応じ	R7	△引上げ → 議員の若者等参画促進など H25.4改定時からの人事院勧告など 議員等:一律38千円	—	—	—	△引上げ	△引上げ	△引上げ
静岡県藤枝市	必要に応じ	R6～7	△引上げ → 賃金上昇等、他市比較 約5% (前回開催はH21)	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
愛知県瀬戸市	必要に応じ	R6	△引上げ → 一般職の改定状況、他市比較 約0.2% (国家公務員の指定職俸給表の平均改定率を下回る率)	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
愛知県半田市	毎年	R6	△引上げ → 他市比較 約1.4% (前回改定以降)	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
愛知県小牧市	隔年	R6	△引上げ 2.7% (人事院勧告一般職の給料月額改定率)	■据置き	■据置き	△引上げ	■据置き	■据置き	■据置き
愛知県稻沢市	毎年	R6	△引上げ → 財政力指数等 約1.1% (国家公務員の指定職俸給表の平均改定率)	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
愛知県東海市	不明	R6	△引上げ → 物価高騰等 約1.2% (部長職の平均改定率1.11%基準)	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
三重県桑名市	必要に応じ 近年は概ね隔年開催	R6	△引上げ → 物価高騰、賃金上昇等 市長等 (市長、副市長) : 約2.7% (R6人事院勧告) (H16改定以来) 議員等 : 約1.4% (国家公務員の指定職俸給表の平均改定率の累計) (H8改定以来)	△引上げ	△引上げ	—	△引上げ	△引上げ	△引上げ
滋賀県彦根市	隔年	R4	不明						
滋賀県長浜市	必要に応じ 3～4年間隔で開催	R7	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
滋賀県東近江市	必要に応じ	R6	△引上げ (約20年間改定なし) 市長:月額5万円(5.6%)、副市長:月額3万円(4.0%)、教育長:月額2万円(2.9%) 議長:月額4万円(8.7%)、副議長:月額3.5万円(9.0%)、議員:月額3.5万円(9.5%)	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
山口県防府市	必要に応じ	R5	△引上げ (H17約5%減額以降改定なし) 約2.8% (人事院勧告一般職給与改定率累計値 (過去10年間))	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
香川県丸亀市	概ね4年に1度	R5	△引上げ 市長等:一律月額3千円、議員等:一律月額2千円	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
愛媛県新居浜市	必要に応じ	R2	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
愛媛県西条市	必要に応じ	R3	不明						

審議会開催状況と答申内容（県内他市）

資料1-②

団体名	開催頻度	直近の開催年度	令和2年度～令和7年度の答申内容 (△引上げ、■据置き、▼引下げ →理由)	市長等			議員等		
				市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
多治見市	4年ごと ※令和4年以降	R4	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
関市	4年ごと	R7	△引上げ 市長等:3%引上げ（R3審議会からの答申(人口減少等)を受け3%引下げており、引上げ前に戻す）	△引上げ	△引上げ	△引上げ	■据置き	■据置き	■据置き
美濃市	3年程度ごと	R3	▼引下げ → 財政状況 市長:2.1%、副市長:4.3%、教育長:0.5% 議長:8.3%、副議長:8.1%、議員:9.6%	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ
瑞浪市	毎年	R6	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
羽島市	不定期	R2	▼引下げ R3、R4給与減額支給措置	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ
恵那市	2年ごと ※4年ごとに変更予定	R7	△引上げ → 物価高騰 市長等:R7人事院勧告国家公務員の指定職改定率2.78% 議員等:R7人事院勧告国家公務員の指定職改定率2.78%【物価高騰が議員活動に伴う経費や生活環境に一定の影響、若い世代のなり手確保】	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
美濃加茂市	不定期	R4	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
山県市	不定期	R5	▼引下げ → 他市比較 市長:5%、副市長:2.5%、教育長:0.6%	▼引下げ	▼引下げ	▼引下げ	—	—	—
瑞穂市	不定期	R5	△市議会議員引上げ → 他市比較 一律15千円増額（議長:3.9%、副議長:4.5%、議員:4.9%）	■据置き	■据置き	■据置き	△引上げ	△引上げ	△引上げ
飛驒市	不定期	R7	R7開催予定	—	—	—	—	—	—
本巣市	不定期	R6	△引上げ → 物価高騰、他市比較 教育長:7%、市議会議員:7%（議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、議員報酬の水準を考える（原価方式））	■据置き	■据置き	△引上げ	△引上げ	△引上げ	△引上げ
郡上市	毎年	R7	■据置き (期末手当の引上げ(0.05月分))	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き	■据置き
下呂市	不定期	R5	△引上げ → 賃金上昇等、議員の若者等参画促進 議長:8.1%、副議長:10.0%、議員:11.1%	—	—	—	△引上げ	△引上げ	△引上げ
海津市	今後定期的	R7	R7開催予定	—	—	—	—	—	—

## 報酬額等改定シミュレーション、改定影響額

現行

21市 31市 ※期末手当＝給料月額×加算率1.2×支給月数

役職	月額		県内順位	類団順位	期末手当		年間支給額	年間支給額 総額人数分
	改定率	改定後			支給月数	年額		
市長	—	999,000	4	9	4.6	5,514,480	17,502,480	
副市長	—	834,000	5	5	4.6	4,603,680	14,611,680	29,223,360
教育長	—	659,000	4	24	4.6	3,637,680	11,545,680	
議長	—	570,000	4	9	4.6	3,146,400	9,986,400	
副議長	—	520,000	4	6	4.6	2,870,400	9,110,400	
議員	—	485,000	4	7	4.6	2,677,200	8,497,200	186,938,400

## 案① 物価上昇率の累計値【H15～R6：12.0%】

役職	月額		県内順位	類団順位	期末手当		年間支給額	年間支給額 総額人数分	影響額合計	影響額総額
	改定率	改定後			支給月数	年額				
市長	12.0%	1,118,000 (119,000)	1	1	4.6	6,171,360 (656,880)	19,587,360 (2,084,880)			
副市長	12.0%	934,000 (100,000)	1	1	4.6	5,155,680 (552,000)	16,363,680 (1,752,000)	32,727,360 (3,504,000)	6,972,960	
教育長	12.0%	738,000 (79,000)	2	5	4.6	4,073,760 (436,080)	12,929,760 (1,384,080)			31,606,080
議長	12.0%	638,000 (68,000)	2	1	4.6	3,521,760 (375,360)	11,177,760 (1,191,360)			
副議長	12.0%	582,000 (62,000)	2	1	4.6	3,212,640 (342,240)	10,196,640 (1,086,240)		24,633,120	
議員	12.0%	543,000 (58,000)	3	1	4.6	2,997,360 (320,160)	9,513,360 (1,016,160)	209,293,920 (22,355,520)		

案② 10%

役職	月額		県内順位	類団順位	期末手当		年間支給額	年間支給額 総額人数分	影響額合計	影響額総額
	改定率	改定後			支給月数	年額				
市長	10.0%	1,098,000 (99,000)	1	1	4.6	6,060,960 (546,480)	19,236,960 (1,734,480)	32,131,680 (2,908,320)	5,781,600	26,192,400
副市長	10.0%	917,000 (83,000)	1	1	4.6	5,061,840 (458,160)	16,065,840 (1,454,160)			
教育長	10.0%	724,000 (65,000)	2	6	4.6	3,996,480 (358,800)	12,684,480 (1,138,800)			
議長	10.0%	627,000 (57,000)	3	2	4.6	3,461,040 (314,640)	10,985,040 (998,640)			
副議長	10.0%	572,000 (52,000)	3	1	4.6	3,157,440 (287,040)	10,021,440 (911,040)			
議員	10.0%	533,000 (48,000)	3	1	4.6	2,942,160 (264,960)	9,338,160 (840,960)	205,439,520 (18,501,120)		

案③ 一般職の給与改定率の累計値 【H15～R6 : 3.81%】

役職	月額		県内順位	類団順位	期末手当		年間支給額	年間支給額 総額人数分	影響額合計	影響額総額
	改定率	改定後			支給月数	年額				
市長	3.81%	1,037,000 (38,000)	3	5	4.6	5,724,240 (209,760)	18,168,240 (665,760)	30,309,600 (1,086,240)	2,190,000	9,828,720
副市長	3.81%	865,000 (31,000)	3	4	4.6	4,774,800 (171,120)	15,154,800 (543,120)			
教育長	3.81%	684,000 (25,000)	3	15	4.6	3,775,680 (138,000)	11,983,680 (438,000)			
議長	3.81%	591,000 (21,000)	3	5	4.6	3,262,320 (115,920)	10,354,320 (367,920)			
副議長	3.81%	539,000 (19,000)	3	3	4.6	2,975,280 (104,880)	9,443,280 (332,880)			
議員	3.81%	503,000 (18,000)	3	3	4.6	2,776,560 (99,360)	8,812,560 (315,360)	193,876,320 (6,937,920)		

案④ 平成16年の改定前に戻す【約3%】

役職	月額		県内順位	類団順位	期末手当		年間支給額	年間支給額 総額人数分	影響額合計	影響額総額
	改定率	改定後			支給月数	年額				
市長	3.2%	1,030,000 (31,000)	3	5	4.6	5,685,600 (171,120)	18,045,600 (543,120)		1,822,080	8,304,480
副市長	3.2%	860,000 (26,000)	3	4	4.6	4,747,200 (143,520)	15,067,200 (455,520)	30,134,400 (911,040)		
教育長	3.2%	680,000 (21,000)	3	15	4.6	3,753,600 (115,920)	11,913,600 (367,920)			
議長	3.6%	590,000 (20,000)	3	6	4.6	3,256,800 (110,400)	10,336,800 (350,400)			
副議長	3.9%	540,000 (20,000)	3	2	4.6	2,980,800 (110,400)	9,460,800 (350,400)			
議員	3.1%	500,000 (15,000)	3	3	4.6	2,760,000 (82,800)	8,760,000 (262,800)	192,720,000 (5,781,600)		

## モデルA 65歳以上 扶養者なし

現行

		例月	期末 (6月期)	期末 (12月期)	年額
収入	報酬月額	485,000	—	—	
	期末手当	—	1,338,600	1,338,600	
	加算率	—	0.2	0.2	
	支給月数	—	2.3	2.3	
	総支給額（ア）	485,000	1,338,600	1,338,600	
控除	源泉徴収税額（イ）	27,440	218,673	218,673	766,626
差引	支給額（ウ）【ア-イ】	457,560	1,119,927	1,119,927	7,730,574

## 報酬額等改定シミュレーションによる可処分所得への影響

## 改定案①(12.0%増)

		例月	期末 (6月期)	期末 (12月期)	年額
収入	報酬月額	543,000	—	—	
	期末手当	—	1,498,680	1,498,680	
	加算率	—	0.2	0.2	
	支給月数	—	2.3	2.3	
	総支給額（ア）	543,000	1,498,680	1,498,680	
控除	源泉徴収税額（イ）	35,290	275,427	275,427	974,334
差引	支給額（ウ）【ア-イ】	507,710	1,223,253	1,223,253	8,539,026

現行との額（割合） 808,452(9.47%)

## 改定案③(3.81%増)

		例月	期末 (6月期)	期末 (12月期)	年額
収入	報酬月額	503,000	—	—	
	期末手当	—	1,388,280	1,388,280	
	加算率	—	0.2	0.2	
	支給月数	—	2.3	2.3	
	総支給額（ア）	503,000	1,388,280	1,388,280	
控除	源泉徴収税額（イ）	30,380	226,789	226,789	818,138
差引	支給額（ウ）【ア-イ】	472,620	1,161,491	1,161,491	7,994,422

現行との額（割合） 263,848(3.3%)

税・社会保険	市県民税	51,200	—	—	614,400
	国民健康保険料	57,406	—	—	688,872
	介護保険料	13,800	—	—	165,600
	国民年金保険料	—	—	—	—
	計（工）	122,406	—	—	1,468,872

税・社会保険	市県民税	58,600	—	—	703,200
	国民健康保険料	64,867	—	—	778,404
	介護保険料	14,400	—	—	172,800
	国民年金保険料	—	—	—	—
	計（工）	137,867	—	—	1,654,404

注) 市県民税、国民健康保険料については実際は年税額を10期で納付するが、12月で案分して算定

可処分所得【ウ-エ】 6,261,702

可処分所得【ウ-エ】 6,884,622

現行との額（割合） 622,920(9.05%)

可処分所得【ウ-エ】 6,486,706

現行との額（割合） 225,004(3.47%)

## モデルB 40~59歳 扶養者：子2人（15歳、18歳）

現行

		例月	期末 (6月期)	期末 (12月期)	年額
収入	報酬月額	485,000	—	—	
	期末手当	—	1,338,600	1,338,600	
	加算率	—	0.2	0.2	
	支給月数	—	2.3	2.3	
	総支給額（ア）	485,000	1,338,600	1,338,600	
控除	源泉徴収税額（イ）	20,980	218,673	218,673	689,106
差引	支給額（ウ）【ア-イ】	464,020	1,119,927	1,119,927	7,808,094

## 改定案①(12.0%増)

		例月	期末 (6月期)	期末 (12月期)	年額
収入	報酬月額	543,000	—	—	
	期末手当	—	1,498,680	1,498,680	
	加算率	—	0.2	0.2	
	支給月数	—	2.3	2.3	
	総支給額（ア）	543,000	1,498,680	1,498,680	
控除	源泉徴収税額（イ）	28,820	275,427	275,427	896,694
差引	支給額（ウ）【ア-イ】	514,180	1,223,253	1,223,253	8,616,666

現行との額（割合） 808,572(9.38%)

## 改定案③(3.81%増)

		例月	期末 (6月期)	期末 (12月期)	年額
収入	報酬月額	503,000	—	—	
	期末手当	—	1,388,280	1,388,280	
	加算率	—	0.2	0.2	
	支給月数	—	2.3	2.3	
	総支給額（ア）	503,000	1,388,280	1,388,280	
控除	源泉徴収税額（イ）	23,920	226,789	226,789	740,618
差引	支給額（ウ）【ア-イ】	479,080	1,161,491	1,161,491	8,071,942

現行との額（割合） 263,848(3.27%)

税・社会保険	市県民税	48,500	—	—	582,000
	国民健康保険料	76,934	—	—	923,208
	介護保険料	国保料に含む	—	—	—
	国民年金保険料	1,459	—	—	17,508
	計（工）	126,893	—	—	1,522,716

税・社会保険	市県民税	55,800	—	—	669,600
	国民健康保険料	85,989	—	—	1,031,868
	介護保険料	国保料に含む	—	—	—
	国民年金保険料	1,459	—	—	17,508
	計（工）	143,248	—	—	1,718,976

可処分所得【ウ-エ】 6,285,378

可処分所得【ウ-エ】 6,897,690

現行との額（割合） 612,312(8.88%)

可処分所得【ウ-エ】 6,506,194

現行との額（割合） 220,816(3.39%)

現行との差額（総支給額（ア）） 1,016,160

現行との差額（可処分所得【ウ-エ】） 612,312

60.3%

現行との差額（総支給額（ア）） 315,360

現行との差額（可処分所得【ウ-エ】） 220,816

70.0%

## 未定稿

令和7年12月 日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市特別職報酬等審議会  
会長 北角 浩一

## 特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年11月25日付け7各人第171号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

## 1 報酬等の額

第1号 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおりとすることが適當である。

区分	現行の額	答申の額	改定額
市長	999,000円	円	円
副市長	834,000円	円	円
教育長	659,000円	円	円

第2号 市議会議員の議員報酬の額について

市議会議員の議員報酬の額については、次のとおりとすることが適當である。

区分	現行の額	答申の額	改定額
議長	570,000円	円	円
副議長	520,000円	円	円
議員	485,000円	円	円

## 2 審議の経過と内容

本審議会は、諮問事項について、類似団体及び県内各市の特別職報酬等の状況、審議状況、財政状況などの比較を行うとともに、これまでの改定の経緯、一般職の職員の給与改定の状況、民間賃金や消費者物価指数の推移、議会議員の活動状況、特別職の職務や職責など、様々な観点から慎重に審議を行った。

主な審議の内容は次のとおりである。

第1号 市長、副市長及び教育長の給料の額について

- 
- 
- 
- 
- 

第2号 市議会議員の議員報酬の額について

- 
- 
- 
- 
- 

3 意見を求められた事項

第1号 非常勤の特別職職員に対する報酬の額について

- 
- 
- 
- 
- 

4 附帯意見

○今後の審議会の開催頻度について

- 
- 
- 

○適正な議員定数の在り方について

- 
- 
-